

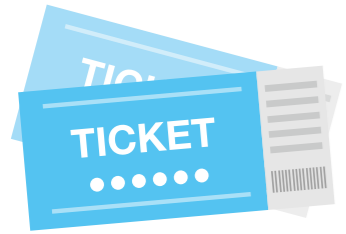
軽自動車税（自動車税）環境性能割の臨時的軽減の延長

▶対象となる町税 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（自動車税）環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行：令和2年9月30日）を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

※手続きは、不要です。

☎税務課 町民税係 ☎内線253

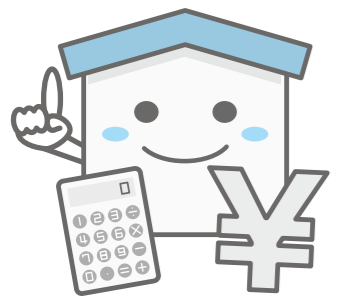


イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金税額控除の特例

▶対象となる町税 個人町民税（個人住民税）

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により中止等が相次ぐ文化芸術・スポーツ活動を支援するため、中止等となったイベントが国の指定を受けた場合において、入場料金を支払った個人がその払戻しを辞退したときに、個人住民税の寄附金税額控除の対象とします。

☎税務課 町民税係 ☎内線253



住宅借入金税額控除の適用要件の弾力化

▶対象となる町税 個人町民税（個人住民税）

新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行い、令和3年12月末までに当該住居に入居したときは、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税の税額から控除します。

☎税務課 町民税係 ☎内線253

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入の大幅な減少が見込まれる場合は、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の減免が受けられますので、該当すると思われる方はお問合せください。

▶減免の対象と減免額

- ①主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯
→全額
- ②主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる、次の全てに該当する場合
→一部を減免
 - ・収入減少額が前年の30%以上
 - ・前年所得が1,000万円以下
 - ・減少が見込まれる収入以外の前年収入が400万円以下

▶減免の対象となる期間

令和2年2月1日～令和3年3月31日

☎町民課 ☎内線247



新型コロナウイルス感染症に係る各種支援・手続き

地方税（町税）における税制上の措置について

新型コロナウイルス感染症や、感染症の蔓延防止の取組みによる影響で、厳しい状況に置かれている方に対する税制上の措置がとられました。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

町税の徴収猶予の「特例制度」

▶対象となる町税 全税目

新型コロナウイルス感染症の影響により一定期間（1か月以上）の事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した方は、1年間、町税の徴収猶予を受けることができます。

この特例は、納期限が令和3年1月末までの町税に適用されます。担保の提供は不要です。延滞金も掛かりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

▶申請の手続き

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出してください。資料の提出が難しい場合は、職員が口頭で聞き取ります。

なお、感染拡大防止の観点から、郵送による申請にも対応します。

☎税務課 収納係 ☎内線264



中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置

▶対象となる町税 固定資産税

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとします。

（※）令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方… 2分の1

50%以上減少している方… ゼロ

☎税務課 資産税係 ☎内線255



生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長

▶対象となる町税 固定資産税

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えます。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。

☎税務課 資産税係 ☎内線255

